

人材育成・資格制度体系化専門委員会の設置について

平成18年7月25日  
情報セキュリティ政策会議決定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における情報セキュリティ問題全体を俯瞰した我が国としての中長期的な基本戦略に関する当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、人材育成・資格制度体系化専門委員会を置く。
- 2 人材育成・資格制度体系化専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、情報セキュリティに関する人材の育成及び資格制度の体系化に係る事項について調査検討を行う。
- 3 専門委員会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 専門委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員以外の者に対し、専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の庶務は、警察庁、防衛庁、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は専門委員会の委員長が定める。